

平成30年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

1 指導監査の実施状況

平成30年度の指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則、実施方針及び実施計画に基づき、本市が所管する社会福祉法人22法人のうち11法人及び社会福祉施設等70施設に対し、本部運営（社会福祉法人のみ）、会計管理、職員処遇、利用者支援及び食事提供について実地による指導監査を実施したものであり、その内訳については次のとおりである。

○指導監査の実施状況（平成30年度）

種 別	対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人	22	11	50%
保育所（私立）	13	13	100%
保育所（公立）	5	5	100%
幼保連携型認定こども園	26	26	100%
保育所型認定こども園	1	1	100%
特別養護老人ホーム	4	4	100%
小規模保育事業	19	19	100%
事業所内保育事業	2	2	100%
計	92	81	88%

2 指導監査の結果の概要について

(1) 本部運営に関するもの

社会福祉法人11法人に対して監査を実施したところ、本部運営で44件、本部会計で17件の文書指摘があった。本部運営では「評議員について」「評議員会について」「理事について」「理事会について」が全体の65%、本部会計では「出納事務について」が全体の35%あった。

(2) 施設等運営に関するもの

社会福祉施設等70施設に対して監査を実施したところ、施設会計で45件、職員処遇で69件、利用者支援（保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業）で32件、利用者支援（特別養護老人ホーム）で2件、食事提供で66件の文書指摘があった。

施設会計では「出納事務について」「財産管理について」が全体の60%、職員処遇では「職員配置について」「規則・規定関係について」が全体の71%、利用者支援（保育所・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業）では「健康管理について」が全体の69%、利用者支援（特別養護老人ホーム）では「支援方針計画について」が50%、食事提供では「衛生管理について」が全体の39%あった。

指摘事項ごとの数及び割合については、次項に記載する。

3 指導監査の指摘事項について

【法人に対する文書指摘】

(本部運営)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	0	2%
2 内部管理体制について	0	0%
3 評議員について	6	14%
4 評議員会について	14	32%
5 理事について	2	4%
6 監事について	6	14%
7 理事会について	7	15%
8 会計監査人について	0	0%
9 役員等の報酬について	1	1%
10 情報の公表について	6	14%
11 その他	2	4%
合 計	44	

※文書指摘事項の主な例

3 評議員について

- ・評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと及び暴力団員等の反社会的勢力の者がいないことを法人において確認すること。

4 評議員会について

- ・評議員会の開催にあたっては、評議員会開催の日時、場所及び議題等を理事会の決議により定め、理事が評議員会の1週間前までに評議員に書面又は電磁的方法により通知すること。
- ・評議員会において、特別の利害関係を有する者が議決に加わることのないよう利害関係の有無を確認し、記録すること。

6 監事について

- ・評議員会に提出された監事の選任に関する評議員の議案について、あらかじめ在任監事の過半数の同意を得るとともに書面にて記録すること。

7 理事会について

- ・理事長は理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告を行い、記録すること。

10 情報の公表について

- ・情報の公表について、必要な事項をインターネットの利用により公表すること。

(本部会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	4	24%
2 会計書類について	3	18%
3 出納事務について	6	35%
4 財産管理について	2	11%
5 決算について	1	6%
6 収入について	1	6%
7 支出について	0	0%
8 その他事業にかかる会計処理等について	0	0%
合 計	17	

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理

- ・会計省令（社会福祉法人会計基準）が改正された際は、その内容に沿って経理規程の改正をすること。また、規定の改廃にあたっては、理事会の承認を得ること。

2 会計書類について

- ・計算書類について、不備が見受けられるので是正すること。

3 出納事務について

- ・小口現金残高が、経理規程に定める限度額を超過しているため、適正に管理すること。

4 財産管理について

- ・財産目録に計上されている基本財産（建物）の貸借対照表価額が、貸借対照表及び固定資産管理台帳と不一致となっているため、適切に計上すること。

【施設に対する文書指摘】

(施設会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	5	11%
2 会計書類について	7	16%
3 出納事務について	16	36%
4 財産管理について	11	24%
5 決算について	3	7%
6 収入について	2	4%
7 支出について	1	2%
8 その他事業にかかる会計処理等について	0	0%
合 計	45	

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理について

- ・会計責任者と固定資産管理責任者が同一人となっているため、経理規程の規定に抵触しないようそれぞれ別の者を選任すること。

また、選任に当たっては、辞令を交付する等し、その職責を明らかにすること。

2 会計書類について

- ・注記について、記載に内容に不備が見受けられるので是正すること。また、省略できない項目について該当がない場合、省略せず「該当なし」等と記載すること。

3 出納事務について

- ・収入した金銭について、経理規程に規定された日数以内に金融機関に預け入れること。

4 財産管理について

- ・施設設備整備にかかる補助金により取得している無形固定資産について、当該補助金額を国庫補助金等特別積立金に積立し、また、減価償却に合わせて適切に取崩しを行うこと。

(職員処遇)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 職員配置について	18	30%
2 職員会議・研修について	0	0%
3 人事管理について	0	0%
4 規則・規程関係について	25	41%
5 健康管理について	10	16%
6 非常災害対策について	8	13%
合 計	69	

※文書指摘事項の主な例

1 職員配置について

- ・職員数が配置基準を下回っているため、茨木市条例に定める職員の配置基準を遵守すること。

4 規則・規程関係について

- ・支払われている給与について、給与規程に定める給与表の各号に該当する根拠が不明確なので、支給根拠を明確にすること。
- ・手当について、規程と支給実態が相違しているのを是正すること。

5 健康管理について

- ・労働者を雇い入れた際は、労働安全衛生規則第43条に規定する項目について、漏れなく健康診断を実施すること。
- ・職員の健康診断については、労働安全衛生規則第44条に定める項目について漏れなく実施すること。

6 非常災害対策について

- ・消防用設備（自動火災報知機、火災通報装置、スプリンクラー、消火器等）について、消防法に基づき消防用設備の定期点検を実施するとともに、年に1回、所轄消防署へ点検結果の報告を行うこと。

(利用者支援 (保育所・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業))

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	5	16%
2 保育方針計画について	1	3%
3 保育実施状況について	0	0%
4 健康管理について	22	69%
5 保育時間及び一斉休園について	2	6%
6 事故発生の防止等について	2	6%
7 苦情解決体制等について	0	0%
合 計	32	

※文書指摘事項の主な例

- 1 施設設備について
 - ・子どもの安全性の確保のため施設設備等について改善すること。
- 4 健康管理について
 - ・衛生管理と感染症予防の観点から、排泄後に使用するタオル同士の接触について改善を行うこと。
- 5 保育時間及び一斉休園について
 - ・一斉休園としている日があるが不適切であるため、保護者の理解を得て協力日とするなど保育の確保に努めること。
- 6 事故発生の防止等について
 - ・学校安全計画を策定し、園児への安全教育や職員の安全に関する研修を計画的に行うこと。

(利用者支援 (特別養護老人ホーム))

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	0	0%
2 支援方針計画について	1	50%
3 支援実施の状況について	0	0%
4 健康管理について	0	0%
5 事故発生の防止等について	1	50%
6 苦情解決体制等について	0	0%
合 計	2	

※文書指摘事項の主な例

- 2 支援方針計画について
 - ・入所後速やかに支援計画を策定すること。

(食事提供)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 運営形態・栄養管理について	21	32%
2 食事内容について	8	12%
3 運営状況について	3	5%
4 他機関の指導・助言等について	0	0%
5 給食経費について	8	12%
6 衛生管理について	26	39%
7 その他	0	0%
合 計	66	

※文書指摘事項の主な例

- 1 運営形態・栄養管理について
 - ・給与栄養量が給与栄養目標量と乖離しているため、献立内容を見直すこと。
- 2 食事内容について
 - ・食事提供未実施日が3回以上ある月が確認されたので極力減らすよう改善すること。
- 5 給食経費について
 - ・食材の発注量について、保存食として確保すべき量を加味した適正な量を発注すること。
- 6 衛生管理について
 - ・調理業務従事者の雇い入れ及び配置替えの際には必ず検便を実施し、その結果を確認した後に調理業務に従事させること。
 - ・調理従事者用の爪ブラシは共用とせず、調理に従事する人数分を用意すること。
 - ・保存食について、食材料及び調理済み食品のいずれも可食部を50gずつ確保すること。
 - ・保存食について、取りもれのないよう、可食部を50g程度、-20℃以下で保存すること。